

岩手県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項第1号の規定により、岩手山麓土地改良区連合（岩手郡滝沢村）が、解散した。

平成24年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也